

四、統一運動同盟の指導部及び應援する手続に對しては、常任委員の意見を應援することを決す。

△「運動方針大綱」審査委員報告  
日程第七、次期大会に關する件  
東京に於て昭和三年四月下旬行ふこと、期間は三月間とする。

△役員銓衡委員報告

中央委員負長 野田 律 太  
中央委員 野田 律 太

産業界別十四名、地方代表八名、統制委員三名

野田律太閉會、幹事下新任役員代表挨拶あり、実行副議長の登壇より評議會第廿六  
三時二十分後六時五十分散會。

— 以上 —

別記一

祝電

徳島合同労働組合、大衆教育同盟、組合聯盟、大阪連業労働組合、碓氷合同労働  
組合、関東全属労働組合、大阪市電自動車労働組合、労働農民党神奈川支部聯合會、松山大  
衆教育同盟支部、労働農民党兵庫支部聯合會、日本産給者組合聯盟、中部交通労働  
労働組合、横浜市電従業員組合、日本農民組合徳島支部聯合會、統一運動全小同盟、諸  
願運動全小協議會、京都地方評議會、無産者新人社、日本プロレタリア文藝聯盟（以上第  
一日）日本農民組合京都府聯合會、関西電氣従業員組合、大阪地方教育運動同盟、  
組合同盟関西合同労働組合、加吉川謙和會、日本農民組合本部、京都滯留労働組合、  
海員組合刷新會、労働党福岡支部聯合會、九州抗夫組合、全無産青年同盟札幌支  
部（以上第二日）— 関西労働組合同盟、朝鮮無産者同盟、東京青年同盟、北海道  
地方評議會、札幌合同労働組合、小樽鐵工労働組合、労働農民党東北支部、函館  
労働組合、函館合同労働組合、朝鮮労働者同盟、労働党廣島支部、労働党  
高松支部、奈良一般労働組合、大阪刷字工組合、泉州紡織労働組合、奈良一般労働  
者組合、労働党福島支部聯合會、労働党福島支部聯合會、若松支部（以上第三日）